

北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び 中小企業の競争力の強化に関する条例(通称:北海道産業振興条例) 施行規則の一部改正について

1 制度見直しの背景

産業構造の高度化による自立型経済構造への転換を図るため、企業立地の促進及び中小企業の競争力強化に関し、その施策を一体的かつ相乗的に推進し、もって北海道の経済の活性化及び雇用の機会の創出に資することを目的とする条例について、前回(平成28年度)の点検から5年が経過したことから、条例附則に基づき、令和3年度に条例の施行状況等について検討し、制度を見直し。

ゼロカーボン北海道の実現やデジタルトランスフォーメーションの推進といった社会経済情勢の変化等を踏まえ、企業立地の促進や中小企業の競争力強化を図るため、施行規則(助成制度)の一部を本年4月1日に改正。

2 改正のポイント

ポストコロナを見据え、ゼロカーボン北海道の実現やデジタルトランスフォーメーションの推進といった社会経済情勢の変化に対応し企業立地を促進するとともに、中小企業の競争力強化を支援するため、次のとおり改正。

(1) 企業立地の促進

- ①ゼロカーボン北海道の実現に向けた支援の拡充
 - ・省エネルギーの取組や新エネルギーの活用を行う環境配慮型工場等の立地への支援を拡充
 - ・新エネルギー供給業について、これまでの新設の区分に加え、増設を支援対象に追加
- ②デジタルトランスフォーメーションの推進に向けた支援の拡充
 - ・IT産業の企業立地を促進するため、これまでのソフトウェア業や情報処理・提供サービス業に加え、インターネット付随サービス業を支援対象に追加
- ③新しい働き方への対応に向けた支援の拡充
 - ・地方への本社機能移転を促進するため、本社機能移転に伴う設備投資補助を創設
- ④新しい動きへの対応に向けた支援の拡充
 - ・成長が期待される宇宙産業の企業立地を促進するため、成長産業分野に追加
- ⑤人口減少、人手不足への対応に向けた雇用要件の緩和
 - ・人口減少等に対応した人材確保を促進するため、これまでの事業者による新たな常用雇用を雇用増とする補助要件について、道外からの出向者を雇用増とみなすよう要件を緩和

(2) 中小企業の競争力の強化

- ①ポストコロナに向けたマーケティングとコンサルタント招へい支援の拡充
 - ・これまでの展示会出展に加え、オンライン展示会への出展と出展に必要な機材導入や、PR動画等の作成経費に対する助成を追加
 - ・コンサルタントの招へいについて、オンラインによるコンサルタントを助成対象に追加
- ② 中小企業の課題対応力強化に向けた人材育成支援の創設
 - ・中小企業がゼロカーボン北海道の実現やデジタルトランスフォーメーションの推進などの新たな課題に対応するなど、社員が一丸となった課題解決に取り組むための支援として、これまでの従業員等の研修への派遣に加え、講師を招へいして実施する研修会等に要する経費に対する助成を創設
- ③ デジタルトランスフォーメーションの推進に向けたIT産業の重点的支援
 - ・新分野・新市場への進出等のために行う製品・サービスの開発支援の重点的に支援する産業分野にソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業を「IT産業」として、新たに位置づけ

3 施行規則施行日

令和4年4月1日